

## 動物の愛護・管理

動物飼養への志向が高まり、犬の飼養頭数や動物取扱業者数が増加している。国の動物愛護管理法改正を受け、都は平成19年4月に「東京都動物愛護管理推進計画」を策定した。今後、関係者の連携により、普及啓発をはじめ適正飼養の徹底に向けた取組等が必要である。

### 1 動物飼養の現状

#### (1) 増加する飼養数

少子高齢化、核家族化が進行する中で、動物飼養への志向が高まっている。

犬の所有者は、狂犬病予防法に基づき、区市町村への登録が義務付けられているが、登録数は年々増加し、平成17年度は全国が約667万頭、東京都が約41万頭となっている（図1）。また、未登録の犬も相当数飼養されていると見られており、ペットフード工業会では、平成18年度の全国の飼養頭数は、登録数を大幅に上回る約1,209万頭と推定している。

猫については登録制度がないが、同工業会によると、平成18年度の全国の飼養頭数は約1,246万頭と推定されている。

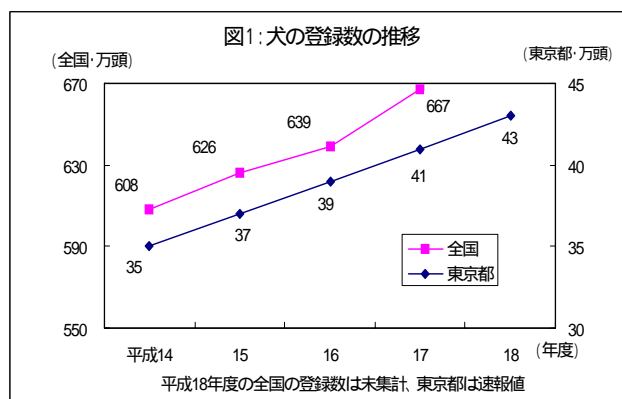
#### (2) 動物取扱業者の事業所数の増加

動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示を行う動物取扱業者の事業所数も年々増加し、平成17年度は全国で20,084件、東京都で1,804件となっている（図2）。

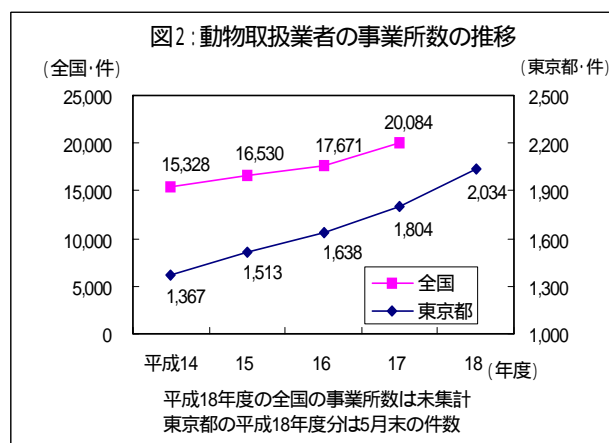
#### (3) 狂犬病予防注射接種率の低下

狂犬病予防法では、飼い主に飼い犬の毎年1回の予防接種を義務付けているが、全国の接種率は年々低下し、平成17年度は73.8%となっている。全国平均は上回るものの、東京都でもこの2年間低下傾向にある（図3）。

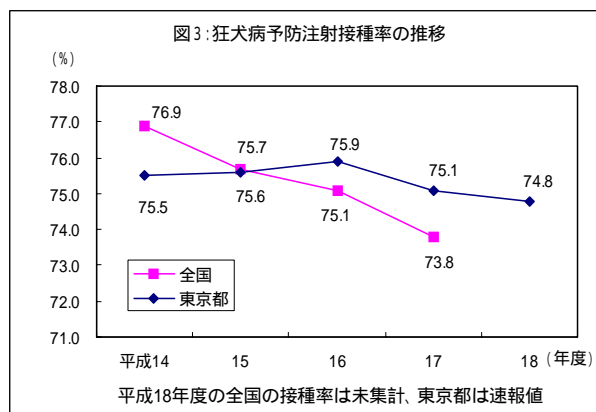
これらは登録犬の接種率の結果であり、多数の未登録犬の存在を考慮すると、実際の接種率はさらに低いと考えられている。



出所：福祉保健局資料より作成



出所：福祉保健局資料等より作成



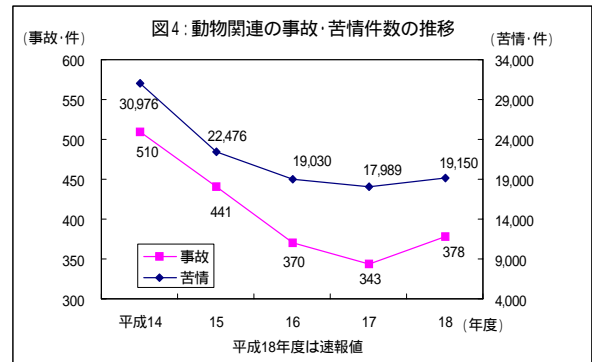
出所：福祉保健局資料より作成

#### (4) 動物による危害と苦情

東京都及び特別区に寄せられた動物関連の事故発生届出件数は減少傾向にあったが、平成 18 年度は、前年度より約 10% 増加している。ほとんどが犬による咬傷事故である。

苦情件数も減少傾向にあったが、平成 18 年度は 19,150 件と前年度より約 6% 増加している(図 4)。苦情の主な内容は、糞尿の放置、悪臭、捨て犬・猫、放し飼い等となっている。

また、件数は少ないものの、ワニガメ等人に危害を与えるおそれのある特定動物が発見され、社会問題化した例もある。



出所：福祉保健局資料より作成

## 2 国の取組

国は昭和 48 年 10 月、国民の動物を愛護する機運を高め、人に関する危害や迷惑の防止などを図るため、「動物の保護及び管理に関する法律」を議員立法により制定した(平成 11 年「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)」に改正)。平成 17 年 6 月には、基本方針や推進計画の策定義務付けなどを内容とする法改正が行われている。

### 動物愛護管理法改正の概要(平成 18 年 6 月 1 日施行)

#### 1 動物愛護に関する基本指針や推進計画の策定

- 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するため、環境大臣による基本方針と都道府県による動物愛護管理推進計画の策定を義務付け

#### 2 動物取扱業が届出制から登録制に

- 悪質な業者に対する登録の拒否、登録の取消しや業務停止命令の導入
- 「動物取扱責任者」の選任・研修受講の義務付け

#### 3 個体識別措置の普及促進

- 飼い主の所在を明示した首輪、名札などの個体識別措置の努力義務を明記

#### 4 特定動物の飼養が全国一律の許可制に

- 都道府県知事等の許可とマイクロチップ(皮膚の下に埋め込む IC チップ)による個体識別措置を義務付け
- カミツキガメなど外来生物法で飼養が規制される動物は、この法律の特定動物から除外される。

#### 5 学校・地域・家庭での動物の愛護管理の普及啓発

- 教育活動等が行われる主な場所として、「学校、地域、家庭等」を明記

#### 6 実験動物の「3R の原則」を明記

- 国際的な動物実験の基本理念である「3R の原則(refinement: 動物の苦痛の軽減、reduction: 使用数の削減、replacement: 代替法の活用)」を配慮事項として明記

#### 7 罰則の強化

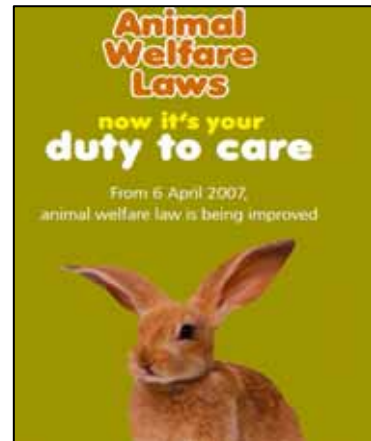
- 虐待や遺棄に対する罰金を、30 万円以下から 50 万円以下に引き上げ



環境省の改正法リーフレット

## イギリスで新動物福祉法が成立

イギリスでは、平成 19 年 4 月に新たな動物福祉法が施行された。同法では、5 つの「飼養の義務」(適切な住環境、適切な餌と水、普通の行動がとれる環境、動物の適性に合った飼育、苦痛・怪我・病気からの保護)を明文化し、動物のニーズに見合う環境の提供を求めるとともに、動物が苦痛を受ける前に介入するための勧告制度を設けている。勧告に従わない場合、20,000 ポンド(約 490 万円)以下の罰金または 51 週以下の懲役が科される。



イギリス 環境・食糧・農村地域省の法律のリーフレット

(参考)

### 3 都の取組

都は、平成 12 年度から条例に基づく動物取扱業者の登録制度を導入し、また、平成 15 年度には「動物愛護推進総合基本計画」を策定するなど、全国に先駆けた動物愛護管理行政を推進してきた。

平成 19 年 4 月には、動物愛護管理法の改正を受け、東京都動物愛護管理審議会への諮問・答申を経て、これまでの「動物愛護推進総合基本計画」を見直し「動物愛護管理推進計画」を策定した。この計画では、飼い主の社会的責任の徹底など 5 つの施策展開の方向とそれぞれの具体的な取組を掲げている。



たつみの森ドッグラン(辰巳の森海浜公園)

ドッグランができる都立公園・海上公園  
小金井公園、駒沢オリンピック公園、城北中央公園、神代植物公園、舎人公園、小山内裏公園、代々木公園、大井埠頭中央海浜公園、辰巳の森海浜公園

## 動物愛護管理推進計画における 5 つの施策展開の方向と具体的取組(概要)

### 飼い主の社会的責任の徹底

- ・ 動物病院に対する犬の登録や予防注射済票交付事務の委託化促進 手続きの簡便化による登録数・接種率の向上(18 年度現在、11 区 11 市が実施)
- ・ 登録や狂犬病予防注射接種などを条件としたドッグラン(参考)の施設利用の仕組みづくり
- ・ 飼い主同士の交流を通じた普及啓発の実施

### 事業者の社会的責任の徹底

- ・ 事業者評価制度の構築と評価結果に基づく重点的な監視指導の実施
- ・ 選択の目安となる優良取扱業のモデルの提示、自主管理点検票を活用した事業者自らの管理の実施
- ・ 研修会開催などの専門学校等人材養成施設に対する支援

### 地域特性を踏まえた取組の推進

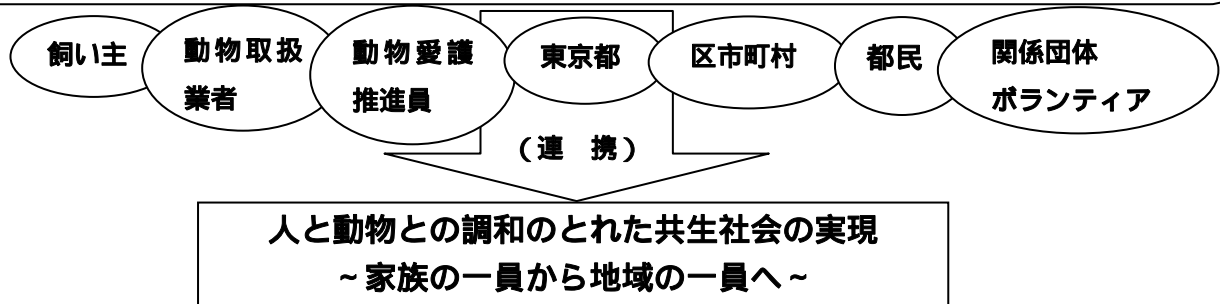
- ・ 区市町村と動物愛護推進員との連携協力体制の構築
- ・ 一時預かりの仕組みの構築など高齢者の動物飼養への支援
- ・ 飼い主のいない猫対策（不妊去勢手術費用助成等）の拡充（19年6月現在、11区2市1町1村で実施）

### 致死処分数減少への取組

- ・ 譲渡を円滑に行うためのボランティア団体との連携・協働の拡大〔10年後の数値目標〕
- ・ 引取り数 18年度実績（7,152頭）の半減
- ・ 致死処分数 18年度実績（5,638頭）の55%減
- ・ 返還・譲渡率 犬85%以上（17年度実績78.0%）、猫10%以上（同4.2%）

### 都民と動物の安全の確保

- ・ 狂犬病発生時の対応マニュアル作成、既存の感染症マニュアルの見直し  
動物由来感染症関係局連絡会議（18年12月、関係6局により発足）で検討中
- ・ 災害時におけるボランティアネットワークの構築、特定動物や実験動物の逸走防止



### 動物愛護推進員

動物愛護推進員は、動物への理解と知識の普及のため、地域の身近な相談員として、住民の相談や情報提供、必要に応じて飼い方の助言を行うなど動物の愛護と適正飼養の普及啓発等の活動を実施する。都においては、財団法人日本動物愛護協会などの団体や区市町村からの推薦のほか、平成16年度からは公募を開始している。平成19年6月現在、都における動物愛護推進員は307人である。

#### 4 今後の課題

少子高齢化や核家族化が進行する中で、動物飼養への志向は、今後とも高まっていくことが予測される。

動物の愛護管理を巡っては、飼い犬の未登録、飼い主の飼養マナーの欠如による近隣への迷惑行為など地域的なものから、動物の捕獲・収容、動物取扱業者の監視、特定動物の飼養許可等広域的・専門的な対応を必要とするものまで様々な課題がある。

これらの課題解決に向けて、国、都、区市町村、動物愛護団体、ボランティア等動物の愛護管理に関わる多くの関係者が連携を深めつつ、適切な役割分担のもとに普及啓発をはじめ適正飼養の徹底に向けた取組や動物取扱業者に対する監視指導の強化などを進めていく必要がある。

なお、特定外来生物（外来生物法）については、時の話題平成18年度第28号（平成18年10月31日）をご参照ください。